

【配布資料】

(令和5. 12. 20秘書印)

夏期における司法行政事務の取扱い（議決）

- 1 夏期（7月21日から8月31日まで）における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任されたものを除く。以下同じ。）については、毎年、委任する期間及び当該期間ごとに小法廷を定めて、最高裁判所長官及びその小法廷の各裁判官に委任する。
- 2 1の定めは、翌年分につき、毎年12月の裁判官会議の議決によりする。
- 3 1により委任された裁判官（最高裁判所長官を除く。）に差し支えがあるときは、最高裁判所長官の指名する裁判官がその職務を代理する。
- 4 夏期において、司法行政事務を処理する必要があるときは、最高裁判所長官が、1により委任された裁判官による会議を招集することができる。
- 5 最高裁判所長官は、4にかかわらず、必要があると認めるときは、裁判官全員による裁判官会議を招集することができる。

附 則

- 1 この議決は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 平成26年12月17日付け議決「夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い」は、令和5年12月31日限り、廃止する。